

第4回「入れるかな？ 保育園」

作画 ゴマ七味



保護者が安心して子育てと仕事を両立できるよう、保育所や認定こども園などの整備促進や保育士の育成・確保に努めています。

■教育・保育施設などへの入園を希望する皆さんへ

▽対象 保護者が就労・妊娠・出産・疾病・障がいなどにより、保育が必要となる0～5歳の乳幼児。

▽申込 「支給認定申請書・入所(園)申込書」「保育を必要とする状況を証明する書類」「母子健康手帳」「個人番号(マイナンバー)と身元が確認できる書類」をお持ちの上、直接、保育課(市役所2階)、平石・富屋・

姿川・河内区、各認定こども園、各保育所、各地域型保育事業所へ。

■多子世帯は保育料が軽減されます

▽2人目は2分の1 同一世帯から教育・保育施設などに同時入所している場合、上から2人目の保育料は基準額の2分の1になります。
▽3人目以降は無料 同一世帯で3人以上の子どもがいる場合は、子どもの年齢にかかわらず、3人目以降の保育料が無料になります。

☎保育課 ☎(632)2393

※平成30年4月1日現在。

ページ番号
1003887

ページ番号
1014866

◎毎月1日は「もったいないの日」日々の行動を振り返ろう 市では、地球上にあるすべてのものに、尊敬と感謝の気持ちを持ち、人やものを大切に「もったいない運動」を進めています。日々、実践している行動をさらなる行動・実践につなげるために、月の初めに先月までの行動を振り返り、今月の行動・実践につなげましょう。☎環境政策課 ☎(632)2404

